

○卸売市場法及び高松市中央卸売市場業務条例に基づく公表

高松市中央卸売市場における売買取引及び決済の方法については、高松市中央卸売市場業務条例において次のとおり規定しています。

1. 売買取引の方法について

(売買取引の方法)

第 40 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対売若しくは定価売のいずれかの売買取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であつて市長が指示したときは、前項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、品目ごとの売買取引の方法について、卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知するほか、インターネットの利用による公表を行うよう努めなければならない。

2. 決済の方法について

(決済の確保)

第 50 条 卸売業者及び第 45 条第 1 項の届出に係る販売の委託を引き受けた仲卸業者（以下この項において「卸売業者等」という。）は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、当該卸売をした日の翌日（あらかじめ委託者と卸売業者等とが支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札の方法又は相対売若しくは定価売により卸売をした物品の価格をいう。以下同じ。）、数量及び単価と数量との積の合計額並びに当該卸売に係る消費税及び地方消費税に相当する金額、委託手数料の額並びに控除すべき当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額を明記した売買仕切書を送付し、売買仕切金（当該売買仕切書により委託者に支払う金額として算定されたものをいう。）を、現金その他市長が適当と認める方法（以下この条において「現金等」という。）により支払わなければならない。

2 卸売業者及び第 45 条第 1 項の届出に係る買付けをした仲卸業者（以下この項において「卸売業者等」という。）は、卸売のために物品を買い付けたときは、その引渡しを受けると同時（あらか

じめ当該買付けの相手方と卸売業者等とが支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで)に、買い付けた物品の代金(買い付けた額に当該買付けに係る消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。)を現金等で支払わなければならない。

3 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時(あらかじめ卸売業者と買受人とが支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで)に、買い受けた物品の代金(買い受けた額に当該買受けに係る消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。)を現金等で支払わなければならない。

4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、買い受けた物品の引渡しを受けると同時(あらかじめ仲卸業者と当該物品を買い受けた者とが支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで)に、買い受けた物品の代金(買い受けた額に当該買受けに係る消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。)を現金等で支払わなければならない。

5 卸売業者及び仲卸業者は、前各項に規定する支払猶予の特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面に記載した事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (2) 特約の内容
- (3) 支払方法

6 市長は、前項の書面を必要により確認した結果、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 当該特約が、買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
- (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は市場の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。